平成２４年（フ）第８８０号
埼玉県新座市栄２丁目10番６号　メゾンドールタナカ206号室
債務者　小西　明子（旧姓黒須）
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９０１号
さいたま市桜区大字白鍬663番地　メゾン・サンステージ203号
債務者　鈴木　厚子
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９１４号
埼玉県桶川市北２丁目６番25号
債務者　笈田　典子（旧姓青田）
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９３１号
さいたま市浦和区仲町３丁目９番10―704号、住民票上の住所埼玉県川越市大字並木13番地37
債務者　岡本　大輔
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９３４号
さいたま市北区奈良町64番地14　グランパレスダイトー105号
債務者　市瀬　千夏
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９３８号
さいたま市岩槻区大字笹久保120番地１
債務者　柴嶺　一巳
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９４２号
さいたま市見沼区東大宮７丁目61番地１　エステートピア東大宮102号
債務者　高田　宜裕
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９５５号
埼玉県朝霞市本町２丁目16番24号　コーポ畑202
債務者　紙屋　晴美
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９６０号
埼玉県蓮田市大字黒浜4905番地16　グループホームひので
債務者　一戸　　功
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２９７号
埼玉県春日部市上柳401番地２
債務者　荒木　健太
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３１５号
埼玉県春日部市藤塚1751番地５　コーポカミヤ101号
債務者　小林　芳幸
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３７２号
埼玉県所沢市大字久米1495番地の４　ラフォーレ所沢Ａ―205
債務者　田代　順也
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４０２号
埼玉県所沢市東狭山ケ丘１丁目７番地の32　シティハイムラフォーレ202
債務者　松田　公明
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４１３号
埼玉県所沢市若狭３丁目2538番地の23　マイウィル103
債務者　菅野ひろみ
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４２３号
埼玉県ふじみ野市苗間585番地57　２Ｆ
債務者　青木　紀明
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４５０号
埼玉県鶴ヶ島市脚折町１丁目38番３―303号　ケイコウコーポⅢ
債務者　久下　賢志
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４５４号
埼玉県飯能市美杉台２丁目２番地１　レーベンリヴァーレ美杉台グローブヒルズ313号
債務者　松永身知子
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部